第20回福岡市都市景観審議会

議事録

日時:令和5年8月10日(木)16:00~16:40

場所:エルガーラホール7階 中ホール2

出席:池田 美奈子 九州大学 准教授

古賀 靖子 九州大学 准教授

坂井 猛 九州大学 教授

柴田 久 福岡大学 教授

光藤 宏行 九州大学 准教授

稲員 稔夫 福岡市議会議員

松野 隆 福岡市議会議員

近藤 里美 福岡市議会議員

藤野 哲司 福岡市議会議員

浜崎 太郎 福岡市議会議員

岩永 真一 福岡テンジン大学 学長

事務局:住宅都市局理事 大場、地域まちづくり推進部長 成尾、都市景観室長 佐藤、港湾空港局計画調整課長 釘宮

会議次第

- 1. あいさつ
- 2. 会長選出
- 3. 審議事項 アイランドシティ香椎照葉地区都市景観形成地区の変更について

<審議の概要>

(※委員の紹介等、審議に直接関係のない部分を一部省略しております。)

「1. あいさつ」

事務局 :定刻となりましたので、ただいまより第 20 回福岡市都市景観審議会を始めさせていただきます。委員の皆様方におかれましては、本日はお忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日の審議会でございますけれども、新しい任期での初めての開催となりますので、会長選出まで、私が司会進行を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

本日の審議会でございますが、18名中11名が出席されており、委員の2分の1以上に達しておりますので、福岡市都市景観審議会規則第7条第3項の規定により、本審議会が成立いたしますことをご報告させていただきます。

次に本会議と会議録の情報公開についてお知らせをいたします。本審議会につきましては、福岡市情報公開条例第 38 条に基づいて公開されます。また会議録につきましても、同条例第 7 条に基づく非公開情報を除き、公開するものとなっておりますので、委員の名前を除いた形で市のホームページに掲載をいたしますので、よろしくお願いいたします。

「2. 会長選出」

会長は、坂井委員が選任され、職務代理者には、会長の指名により志賀委員が選任された。

「3. 審議事項」

会 長 : それでは審議に入らせていただきます。審議事項につきまして、事務局から説明 をお願いいたします。

事務局 : それでは審議事項でございます、お手元の【アイランドシティ香椎照葉地区都市 景観形成地区の変更について】の資料をご説明いたします。座って説明させてい ただきます。

1ページ目をお願いいたします。

1の趣旨でございますが、今回のアイランドシティ香椎照葉地区都市景観形成地区の変更につきましては、すでに指定しております都市景観形成地区のエリア拡大でございまして、福岡市都市景観条例第 10 条及び第 30 条の規定に基づき、本審議会でご審議いただくものでございます。

2 の福岡市の景観誘導につきまして、市全体の取組みをご説明させて頂きます。 (1) 景観法に基づく「福岡市景観計画」による景観誘導でございますが、福岡市では景観法の制定に基づき、平成 24 年に景観計画を策定し、3 つの階層による景観誘導を行っております。階層 1 としまして、福岡市全域に関する景観形成方 針を定め、その上に階層2として、土地利用特性に応じた6つのゾーンごとの景観形成方針を、さらに1番上に階層3としまして、都市景観形成地区を指定することにより、細やかな景観形成方針を定め、届出により景観誘導を行っております。下の表につきましては、6つのゾーンについて、届出が必要な建築物等の高さや延べ面積等を示しております。また、景観形成地区につきましては、全ての規模の建築物等について、届出が必要となっております。

- (2) 景観法に基づく建築物等の届出に際しての助言・指導でございますが、届出にかかる行為の制限等を解説した「デザインガイドライン」や、色彩に関する目標基準である「色彩ガイドライン」を策定し、景観誘導を行っております。また、地域の中核となる施設やランドマークとなる施設等で、都市景観の形成に関して専門知識及び経験を有する専門家の意見を聴くことが必要と判断される事案につきましては、都市景観アドバイザー会議を開催し、専門家による助言・指導を行っております。
- (3) 市民や民間事業者等の景観意識の高揚についての取り組みですが、福岡のまちの魅力を創りだしている建物や通り、企画や活動に関係している人たちの努力をたたえ、広く市民に伝える事を目的に、昭和62年から都市景観賞を実施しており、これまで221作品を表彰しております。今年度は、都市景観賞が第30回目の節目の年を迎えることから、記念事業として、歴代景観賞から選ぶ「景観人気投票」や、オープントップバスで行く・景観ガイドツアーを実施しております。
- (4) の屋外広告物の許可制度についてでございますが、福岡市では、良好な景観を形成し、公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物を表示・設置する際のルールとして屋外広告物条例を定め、許可制度による運用を行っております。 条例では、広告物の大きさや高さ、設置できない場所、許可の手続き等に関するルールを定め、広告景観づくりに取り組んでおります。

資料2ページをお願いします。

3のこれまでの経緯でございますが、ここからがアイランドシティについての説明でございます。アイランドシティ香椎照葉地区につきましては、平成 18 年 3 月に「アイランドシティ・デザインガイドライン」を策定し、開発当初から海や緑などの恵まれた自然環境と調和した「美しいまちなみ」と「緑の都市景観」の創造を図ってまいりました。良好な景観を次世代にわたっても維持・保全していくために、平成 23 年 3 月に、まちづくりエリアの南エリアを先行して都市景観形成地区に指定しております。令和4年度には、北エリアの事業者がすべて決定し、土地利用の見通しが立ちましたので、今般、北エリアまで地区指定の拡大を行うものでございます。

参考としまして、これまでに指定を行った都市景観形成地区の一覧をお示しして

おります。市を代表する地区や個性ある地区など、特に良好な景観を図るべき地区をこれまで 8 地区指定し、地区の特性に応じた景観形成方針及び基準を定め、よりきめ細やかな景観誘導を図っております。

4 の変更の内容でございますが、これまでの南エリア約 94 ヘクタールに北エリアの約 97.8 ヘクタールを加え、全体で約 191.8 ヘクタールが「アイランドシティ香椎照葉地区都市景観形成地区」となります。地区景観形成基準等の内容の変更はございません。

5のスケジュールですが、今年の4月に原案の縦覧を行ったところ、縦覧者7名で、意見書の提出はございませんでした。また、6月に、福岡市議会の福祉都市委員協議会にご報告いたしております。今月につきましては、先週、屋外広告物審議会の審議を経まして、本日が本審議会、来週以降に、福岡市都市計画審議会を予定しております。9月には、都市景観形成地区の法定告示を行う予定としております。

資料3ページをお願いします。

6の区域図及び地区区分図につきましては、アイランドシティ香椎照葉地区都市 景観形成地区の区域を示しております。まちづくりエリア全域を対象とし、戸建 住宅地区、集合住宅地区、産業・複合地区、センター地区に区分しております。 資料の右側に、参考としまして、地区別の地区景観形成基準を記載しております。 南エリアの基準をそのまま踏襲したものでございますが、主な事項について簡単 にご説明いたします。

建築物につきましては、壁面の位置の制限を地区別に設けております。また、形態・意匠につきましては、周辺のまちなみとの調和やまちなみの連続性等、景観へ配慮することとしています。付属施設につきましては、駐輪場やごみ置き場等は、公共空間などから見えないように配慮することとしております。付属設備につきましては、サーチライトは設置してはならない、テレビ等のアンテナは原則屋外に設置しない、などがございます。屋外空間につきましては、道路沿いなどの生け垣緑化や緑の連続性、地域区分に応じた一定以上の緑化率確保に努めることとしております。屋外広告物につきましては、自家用広告物に限る、屋外ビジョン等の広告物は設置してはならない、蛍光塗料は使用してはならない、屋上設置広告物は設置してはならないなどがございます。

説明は以上でございます。

参考資料としまして、福岡市景観計画の変更案と、地区景観形成方針案及び地区 景観形成基準案の詳細を添付しておりますので、ご参照ください。

ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

会 長 : ただいま事務局より審議事項の説明がありましたが、ご質問、ご意見ございましたらお願いします。

合計すると約 191 ヘクタールですね。先ほどの説明で、8 つの都市景観形成地区がございましたが、1 番大きかったシーサイドももちが 185 ヘクタールですので、それよりも大きいエリアが指定されるということになります。実際に景観の基準の内容は、既にまちづくりがされています南側の内容に準ずるということでご説明がありました。

委員:今回対象エリアが拡大されている個別の建物に関してはよくわかったのですが、 緑の連続性を確保するように努めることや、外構について書いてあるので質問したいのですが、区域図中央に大規模緑地がございます。ここの位置づけはどのようになっているのかが1つ。もう1つは、都市景観行政に関する質問ですが、都市景観アドバイザーによる助言指導があると書いてありますが、会議の実績としてどのくらい開催されているのでしょうか。

事務局:中央にある大規模緑地ですけれども、グリーンベルトとして位置付けておりまして、都市公園が連なっているものでございます。公共空間でございますので、今回、具体的な景観の基準については定めておりません。

事務局 :都市景観アドバイザー会議でございますけれども、大体、年に10件前後開いておりますけれども、令和4年度については、会議の開催が9件ほどございました。アイランドシティの都市景観形成地区に限っていいますと、令和4年度までに14回ほど行っておりまして、様々な意見をいただきながら、事業者とともに良い景観づくりに努めているという状況でございます。

委員:コメントですけど、大規模緑地には具体的な基準が特段決められていないというお話だったのですが、大規模緑地はこのエリア全体の都市景観の基軸として重要なポイントになると思いますので、しっかりと考えて整備していってほしいと思いました。

会 長 :他にありますでしょうか。はい、どうぞ。

委員:今回、アイランドシティの中で範囲が広がるということで、グリーンベルトの話もあって、なるほどと思ったのですが、今まで既存の地域で、何か問題点があった事例はありますか。

事務局 :問題点はございません。基本的には基準に従った景観づくりをしていただいているところでございますが、先ほど申しましたように、アドバイザー会議にかけるなどしておりまして、先生方から、景観の見通しや緑化をするにあたっての樹種の選定、照明関係のアドバイスなど、様々な意見をいただいておりまして、よりよい景観づくりをしていただけるようにしているという状況でございます。

委員:新しい街なので、今は住まわれている方、事業をされている方、まだ築が浅いということで、景観が守られていくということなのでしょうけど、時が経っていくと、例えば事業者の皆さんなどは、売り上げ重視になっていき、広告などやっていきたいということが、できるのかできないのか。実は私の近所で、地域の方々

から高山質店の真っ赤な建物が建った時に苦情がかなり入ってきましたが、どうにもならなかったそうです。8 地区の中でこういったことが行われていくのを、建築確認のときに確認する等、抑止できるものでしょうか。

事務局 :1ページの資料で説明しましたとおり、市全体を6つのゾーンに分けて、それぞれの規模に応じて建物の届け出を出していただいておりますが、今後も永続的によい景観を維持していくために、都市景観形成地区に指定します。都市景観形成地区に指定することによって、規模によらず、すべての建物の届出が必要になります。届け出の中で、景観形成基準に合致しているかどうかを、都市景観室の方でチェックをしていくということになります。

委員:他の地区では、すべての建築物等において届出を行っているのでしょうか。

事務局 :都市景観形成地区につきましては、すべての建築物等について届出が必要となっております。都市景観形成地区外につきましては、景観計画の策定が平成 24 年でございますので、平成 24 年以降に新しく建てられた建築物等について届出が必要になっておりますが、それ以前に建てられたもの、届出対象規模に満たない小規模な建物については、届出がされていないという状況でございますので、景観計画の景観形成基準に合致しないものもあるかもしれないという状況です。

委員:分かりました。将来、秩序が守られて、街が存続していくことを願っています。

会 長 :他にありますでしょうか。はい、どうぞ。

委員:他都市に行った際に、コンビニエンスストアの看板や外観がモノクロ、白黒になっていて驚いたのですが、商業施設や病院など、そこに誘導するためのサインシステムについて何か決まりごとの整合性があるのか、それから障がい者の方とか、高齢者、色彩上の問題がある方々に、一定の配慮ができるのか教えてください。

事務局 :屋外広告物につきましては、屋外広告物条例の中で、エリアに応じて基準を設けています。都心部が一番緩やかで、だんだん住宅エリアに進むにつれて厳しくなっていくというような基準を設けています。また、大規模小売店舗立地法に基づく事前協議の中で、委員のご意見を聞きながら、利用者のための誘導について協議しております。

色彩については、色彩ガイドラインを策定しておりまして、建築物等や、一部の 屋外広告物についても、色彩の誘導基準を設けているところでございます。

会 長 :はい、どうぞ。

委 員 :6の区域図及び地区区分図の、まちかど広場というところが、参考資料のA3の方では、「交差点の角地等をまちかど広場として開放する」「まちかど広場には憩いと賑わいの空間の確保に努める」と書いてありますが、既に指定されている区域でもまちかど広場があり、今後新たに追加されるところにもまちかど広場が同じ数くらい確保されています。既に指定されているまちかど広場が、本当に憩いと賑わいの空間の確保につながっているのか、非常に気になりまして、住んでい

る人たちの豊かな暮らしが見える場所だと思いますので、場所や数が最適かどう か判断したいと思います。

事務局 :このまちかど広場の配置につきましては、賑わいやうるおい等を目的としておりまして、デザインガイドラインを策定するときに、有識者にご意見をいただきながら、配置を決めております。基本的には主要な交差点でありますとか、海に抜けるような道路の角地等にも配置をさせていただいております。それぞれの場所によって、事業者の方と相談しながら設置していただいておりますが、樹木を植えてもらったり、ベンチを置いていただいたりすることで、人が集えるような場所をつくっております。交差点でありますので、信号待ちの一定のたまり空間や、見通しなど、交通安全の面でも寄与されているのではないかと考えております。

会長:はい、どうぞ。

委員:素朴な質問で恐縮です。香椎照葉7丁目まであるのですが、8丁目以降は今後できない見通しでしょうか。

事務局 :3ページの左側、区域図の青の点線で囲んでいる部分が今は6丁目、7丁目になっております。もしかしたら今後、人口が増えるなどして7丁目が分かれて8丁目になるかもしれませんが、未定でございます。

委員:地区の名称ですが、3ページ目の下囲みの中の、アイランドシティ香椎照葉の後に、他の地区は「地区」がついているのですが、ここだけないのはこれが正式名称なのでしょうか。

事務局 :「アイランドシティ香椎照葉地区」が正しい表記でございます。訂正させていた だきます。

会 長 :他にご意見がないようですので、いただいたご意見については、事務局からの説明でご理解いただいたということで、付帯意見は付けずに、審議事項についてご了解いただいたということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

会 長 : それでは、本日の審議事項につきましては以上とさせていただきます。 委員の皆様には、円滑な会議の進行にご協力いただきましてありがとうございま した。事務局にお返しします。

事務局 :委員の皆様には貴重なご意見をいただきまして誠にありがとうございました。それでは、これをもちまして、第 20 回福岡市都市景観審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。